

2026年5月分の燃料費調整等について（東北エリア以外のお客さま）

■低圧のお客さま

		燃料費等調整単価 ※1（1kWhにつき）			
		燃料費調整単価			適用単価 ※2
		軽減措置適用前	軽減措置単価	軽減措置適用後	
東京	低 圧	▲7円43銭	▲1円50銭	▲8円93銭	▲8円93銭

平均燃料価格 算定期間	平均燃料価格	離島平均燃料価格	貿易統計価格		
			平均原油価格 （1klあたり）	平均LNG価格 （1tあたり）	平均石炭価格 （1tあたり）
2025年11月～ 2026年1月	45,500円	—	67,489円	85,943円	18,685円

■高圧・特別高圧のお客さま

		燃料費等調整単価 ※1（1kWhにつき）			
		燃料費調整単価	離島ユニバーサルサービス調整単価	市場価格調整単価	適用単価 ※2
北海道	高 圧	0円34銭	▲0円01銭	▲0円09銭	0円24銭
	特別高圧	0円33銭	▲0円01銭	▲0円08銭	0円24銭
東京	高 圧	分散検針 ※3	—	▲0円34銭	0円01銭
		繰上検針 ※4	0円35銭	—	▲0円09銭
	特別高圧	0円34銭	—	▲0円09銭	0円25銭
中部	高 圧	分散検針 ※3	—	▲0円34銭	0円01銭
		繰上検針 ※4	0円35銭	—	▲0円09銭
	特別高圧	0円34銭	—	▲0円09銭	0円25銭
北陸	高 圧	0円35銭	0円00銭	▲0円09銭	0円26銭
	特別高圧	0円34銭	0円00銭	▲0円09銭	0円25銭
関西	高 圧	分散検針 ※3	—	▲0円34銭	0円00銭
		繰上検針 ※4	0円34銭	—	▲0円09銭
	特別高圧	0円34銭	—	▲0円09銭	0円25銭
中国	高 圧	分散検針 ※3	▲0円01銭	▲0円34銭	▲0円01銭
		繰上検針 ※4	0円34銭	▲0円01銭	▲0円09銭
	特別高圧	0円34銭	▲0円01銭	▲0円09銭	0円24銭
四国	高 圧	0円34銭	—	▲0円09銭	0円25銭
	特別高圧	0円33銭	—	▲0円08銭	0円25銭
九州	高 圧	0円34銭	▲0円04銭	▲0円09銭	0円21銭
	特別高圧	0円33銭	▲0円04銭	▲0円09銭	0円20銭

平均燃料価格 算定期間	平均燃料価格	離島平均燃料価格	貿易統計価格			平均市場価格 算定期間	平均市場価格	スポット市場価格	
			平均原油価格 （1klあたり）	平均LNG価格 （1tあたり）	平均石炭価格 （1tあたり）			全日平均価格 （1kWhあたり）	昼間平均価格 （1kWhあたり）
2025年12月～ 2026年2月	41,200円	66,300円	66,281円	86,242円	18,998円	2026年3月21日～ 2026年4月20日	10.82円	14.69円	6.40円
2025年12月～ 2026年2月	41,200円	—	66,281円	86,242円	18,998円	2026年2月21日～ 2026年3月20日	8.84円	10.84円	6.55円
						2026年3月21日～ 2026年4月20日	10.82円	14.69円	6.40円
2025年12月～ 2026年2月	41,200円	—	66,281円	86,242円	18,998円	2026年2月21日～ 2026年3月20日	8.84円	10.84円	6.55円
						2026年3月21日～ 2026年4月20日	10.82円	14.69円	6.40円
2025年12月～ 2026年2月	41,200円	—	66,281円	86,242円	18,998円	2026年2月21日～ 2026年3月20日	8.84円	10.84円	6.55円
						2026年3月21日～ 2026年4月20日	10.82円	14.69円	6.40円
2025年12月～ 2026年2月	41,200円	—	66,281円	86,242円	18,998円	2026年2月21日～ 2026年3月20日	8.84円	10.84円	6.55円
						2026年3月21日～ 2026年4月20日	10.82円	14.69円	6.40円
2025年12月～ 2026年2月	41,200円	—	66,281円	86,242円	18,998円	2026年3月21日～ 2026年4月20日	10.82円	14.69円	6.40円

※1. 燃料費等調整単価には、消費税等相当額を含みます。

お客さまへのご請求時は、燃料費調整単価および市場価格調整単価を加減算した、燃料費等調整単価にてご請求いたします。なお、離島ユニバーサルサービス調整がある場合には、離島ユニバーサルサービス調整単価を含みます。

東京エリアの低圧の燃料費調整単価については、国による電気料金軽減単価（▲1円50銭/kWh）を含んだ「軽減措置適用後」の単価となります。

※2. 上記適用単価に使用電力量を乗じた金額が燃料費等調整額となります。

※3. 分散検針の燃料費調整単価等については、高圧のうち検針日が毎月初日以外のお客さまに適用いたします。

※4. 繰上検針の燃料費調整単価等については、高圧のうち検針日が毎月初日のお客さまに適用いたします。